

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	令和 8 年 7 月 31 日（金） 9 時 20 分～11 時 08 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 3 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 水野 透 事務局 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐
主要議題	・ 部会長及び部会長代理の選出について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議） ・ その他
議事録	別紙のとおり

○大橋室長

ただ今から、令和8年度第1回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。専門部会委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をいたします。

はじめに事務局から2点、ご報告を申し上げます。

1点目は本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開としており、傍聴の申込を受け付けたところ、本日傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告いたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

それでは、今年度の専門部会の開会に当たり、労働基準部長の青木よりご挨拶申し上げます。

○青木部長

委員の皆様には、大変ご多用のところ、また厳しい暑さの中、第1回専門部会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金改定の目安額については、滋賀県が含まれますBランクについて、56円と示されたところでございます。

最低賃金は、骨太の方針などにおいて重要な政府目標として掲げておりますほか、物価高や中東情勢など、様々な情勢と相まって、社会的注目が年々高まっているところでございます。

委員の皆様には、中央で示された目安を参酌しつつ、あらゆる視点から滋賀県最低賃金の、具体的な金額審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、連日の猛暑の中、さらにお盆前という大変お忙しい時期に、短期間で集中的なご審議をお願いすることとなり、皆様には大変ご負担をおかけすることになりますが、事務局といたしましても、審議の円滑な運営に向け、最大限の努力をしてみまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが専門部会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

では、議事を進めていきたいと思います。

議題（１）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第 25 条第 4 項により準用される第 24 条第 2 項の規定により、「部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」こととされております。その選挙の方法につきましては、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しております。つきましては、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、僭越ですが、まずは事務局からご提案させていただき、委員の皆様から他にご提案があればお受けしたいと思います。

では、事務局案としまして、部会長には木下委員を、部会長代理には片山委員を提案させていただきますがいかがでしょうか。他にご提案はございませんでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長は木下委員、部会長代理は片山委員ということでよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は、木下部会長にお願いいたします。

○木下部会長

部会長となりました木下です。よろしくお願いいたします。審議を尽くしていただきますよう進行して参ります。ご協力をお願いいたします。

では、早速ですが、議題（２）「滋賀県最低賃金の改正決定について」に入ります。

今年度の審議は、中賃の目安として、Ｂランク 56 円の引き上げで 7 月 28 日に答申されました。

これから具体的な金額審議に入るわけですが、昨日の第 2 回本審で、労使双方から、滋賀県最低賃金に係る基本的な考え方についてご意見をいただきました。

この場でもし、追加でご発言などありましたら伺いしたいと思いますが、労働者側いかがでしょうか。

○相澤委員

特にございません。

○木下部会長

使用者側いかがでしょうか。

○池田委員

特に結構です。

○木下部会長

それでは、これから金額審議に入ります。進め方ですが、例年どおり、労使個別に公益と協議を進めるということでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、今年度もそのように進めてまいります。早速、個別協議に入りたいと思いますが、例年、1回目の個別協議は労働者側から行っております。今回もそれでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、労働者側は、検討の時間にどれくらい必要となりますでしょうか？

○相澤委員

15分お願いします。

○木下部会長

それでは、専門部会を一時休会とし、公・労の個別協議を9時40分から行います。事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は5階共用会議室を、使用者側は5階労働基準部長室を用意しております。岩永がご案内いたします。それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、近年の物価上昇や地域間格差の是正などを考慮した上で政府が掲げた目標を早期に達成すべきでないかというご主張でした。使用者側は、賃上げの持続可能性ということを考慮して中小零細企業への影響を考慮すべきだというご主張がございましたというところで、本日は合意に至りませんでした。

次回は、労使共に歩み寄りをいただき、結審に向けてご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議題（３）「その他」として、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

では事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

次回、第２回専門部会ですが、８月３日月曜日午前９時３０分から、この場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木下部会長

それでは、本日の第１回専門部会は、これで終了します。お疲れ様でした。